

サービスを利用するとき

利用者はサービス費用の一部を負担します

原則として費用の1割から3割を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合は、原則としてサービスにかかった費用の一部を利用者が負担します。

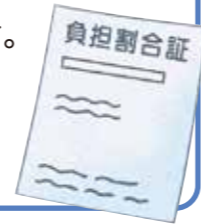
- 「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

3割	次の①と②の両方に当てはまる方 ①本人(65歳以上かつ市民税課税者)の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯の65歳以上の人(本人含む)の「年金収入 + その他の合計所得金額」が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で合計463万円以上
2割	次の①と②の両方に当てはまる方 ①本人(65歳以上かつ市民税課税者)の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯の65歳以上の人(本人含む)の「年金収入 + その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯で合計346万円以上
1割	上記以外の利用者

負担割合証で負担割合を確認しましょう

サービスを利用する際の負担割合は、利用者ご本人の所得や世帯の状況により、1割から3割となります。適用期間(8月1日から翌年7月31日)

- 新規申請により要支援・要介護認定を受けた人は 新しい被保険者証と一緒に交付します。
 - 既に要支援・要介護認定を受けている人は 毎年7月に交付します。
- こんなときに必要です
- ケアプランの作成を依頼するとき
 - 介護サービスを利用するとき など



居宅サービスの費用の目安

● 主な居宅サービスの支給限度額

介護保険の居宅サービスを利用する際には、要介護状態区分に応じて介護保険から給付される上限額(支給限度額)が決められています。

要介護状態区分	支給限度額(1か月)
介護予防サービス	要支援1 5,032 単位
	要支援2 10,531 単位

要介護状態区分	支給限度額(1か月)
介護サービス	要介護1 16,765 単位
	要介護2 19,705 単位
	要介護3 27,048 単位
	要介護4 30,938 単位
要介護5 36,217 単位	

※1単位の単価はサービスの種類により異なります。



【限度額を超えてサービスを利用する場合は?】

介護サービスには要介護度に応じた上限(支給限度額)が決められますが、もしその上限を超えるサービスを利用する場合は、その分については全額自己負担になります。

利用者負担が高額になったとき

高額介護(介護予防)サービス費が支給されます

在宅サービス(福祉用具購入費、住宅改修費を除く)および施設サービス(居住費等・食費を除く)における1か月の利用料(かかった費用の1割から3割の自己負担額)の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が所得区分に応じた自己負担限度額(下表)を超えた場合、その超えた金額部分が高額介護サービス費として払い戻されます。



● 令和3年7月までの自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額
○現役並み所得者 ※	44,400円
○一般(上記以外の住民税課税世帯)	44,400円
○住民税非課税世帯	24,600円
○合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ○高齢福祉年金受給者	15,000円(個人)
○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円
○生活保護の受給者	15,000円(個人)

● 令和3年8月からの自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額
○年収約1,160万円以上の人	140,100円
○年収約770万円以上1,160万円未満の人	93,000円
○年収約383万円以上770万円未満の人	44,400円

※現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の人(単身の場合年収383万円以上、2人以上の場合年収520万円以上)がいて、令和3年8月から、「現役並み所得者」の自己負担限度額が変わります。

- 「高額介護(介護予防)サービス費」の対象となる人は、市からお知らせします。介護保険の担当窓口に「高額介護(介護予防)サービス費等支給申請書」を提出してください。
- 「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

介護保険と医療保険を合算した利用者負担が高額になった場合は

同じ医療保険の世帯内で医療と介護の利用額(自己負担額)合計額が下表の限度額を超えた場合は、その超えた金額部分について支給される高額医療・高額介護合算制度があります。支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

● 高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(年額/8月～翌年7月)

70歳未満の方

区分	限度額
※1 基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市区町村民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方 ※2

区分	限度額	
現役並み所得者 課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般(市区町村民税課税世帯の方)	56万円	
低所得者(市区町村民税非課税世帯の方)	31万円	
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円	

※1 基準総所得額 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除33万円。

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。